

ソニー株式会社及びパナソニック ホールディングス株式会社
に係る個別事例に関する最終声明

2026年4月24日

経済協力開発機構(OECD)責任ある企業行動に関する
多国籍企業行動指針に係る日本連絡窓口(NCP)

1 OECD 責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針

- (1) 「OECD 責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針」(以下「行動指針」という。)は、1976年に経済協力開発機構(OECD)が採択した、政府から、自国内又は自国から活動する多国籍企業に対する勧告である。行動指針は、情報開示、人権、雇用及び労使関係、環境、贈賄及びその他の形態の腐敗の防止、消費者利益、科学、技術及びイノベーション、競争、納税などの幅広い分野における責任ある企業行動についての自主的な原則と基準を定めたものである。
- (2) 行動指針に参加する各国政府には、「各国連絡窓口」(NCP: National Contact Point)が設置される。我が国においては外務省・厚生労働省・経済産業省の三者が日本連絡窓口(以下「日本 NCP」という。)を構成し、行動指針の認知と理解を促進し、個別事例において行動指針の実施に関連して生じた問題の解決に寄与している。
- (3) 行動指針に法的な拘束力はないが、日本 NCP として、各企業が行動指針を遵守することを奨励してきている。
- (4) 日本 NCP は企業の行動が同指針に沿っているかどうかを判断しない。また、日本 NCP は、提起された問題に関する各当事者の主張に関し、その事実認定及び正当性について判断を行わない。
- (5) 日本 NCP は、必要に応じ行動指針の実施に関する勧告を行うことができ、また、それを含めることが適当と判断する場合には手続が合意に至らなかった理由についての見解を明らかにすることができる。

2 問題提起

(1) 問題提起者

本件の問題提起者は、マレーシアの Kawaguchi Manufacturing Sdn. Bhd. (以下「Kawaguchi」という。)の工場において雇用されていた 251 名の労働者(以下「本件労働者」という。)を代理する Terrence P. Collingsworth 弁護士、菅俊治弁護士ほか 5 名の弁護士である(以下「本件問題提起者」という。)

(2) 被提起企業

本件被提起企業は、いずれも日本に本店を有し、外国にも複数の関連子会社を保有するグローバル企業体であり、グループ企業ないし関連企業が、継続的に製品の製造を Kawaguchi に発注していたソニー株式会社及びパナソニック ホールディングス株式会社である(以下それぞれ「ソニー」及び「パナソニック」といい、総称して「本件被提起企業」という。)

(3) 問題提起の内容

ア 2024年12月27日、本件問題提起者は、本件被提起企業がサプライチェーンの一環である Kawaguchi において発生していた本件労働者への重大な労働法令違反及び人権問題について、適切な措置を講ずることなく Kawaguchi との契約関係を終了させ、本件労働者に生じた損害を補償していないため、本件労働者に対する未払賃金、雇用斡旋手数料に係る債務その他費用の支払い、及び精神的損害を補償す

べきとして日本 NCP に対して問題提起を行った。

イ 本件問題提起者の主張によれば、本件労働者は、バングラデシュからの移民であり、Kawaguchi に雇用され同社の工場において労務に従事していたが、その労働状況には、(ア)数か月分に及ぶ賃金の未払、(イ)パスポートの強制的預かり及びビザ更新など滞留のための手続の遅延、(ウ)強制行為及び苦情申立てに対する脅迫行為、(エ)過密状態の住居及び不衛生なトイレなどの劣悪な住環境、(オ)長時間労働及び未払残業、(カ)高額の雇用斡旋手数料の債務による拘束状態、(キ)本件労働者が本件問題を顕在化させようとするのを妨げるための脅迫行為といった重大な労働法令違反及び人権問題があり、それが相当期間継続していた。

ウ 本件問題提起者は、本件被提起企業の上記ア及びイの一連の対応が行動指針に違反する根拠として、行動指針の第 2 章「一般方針」(A 第 2 項、A 第 12 項、A 第 13 項、A 第 15 項)、第 4 章「人権」(第 1 項、第 2 項、第 3 項)、及び第 5 章「雇用及び労使関係」(第 1 項 d)、第 1 項 f、第 4 項 c))を挙げている。

(4) 本件問題提起者の要請

本件問題提起者は、本件被提起企業に対し、本件労働者に対する未払賃金、雇用斡旋手数料に係る債務その他費用の支払い、及び精神的損害の補償を求めた。

3 提起された問題に関する被提起企業の主張

ソニーは、Kawaguchi への第三者現地監査を含む調査の結果、同社が「ソニーサプライチェーン行動規範」に違反していると判断したため、速やかな是正処置を要請したこと、及びソニーは本件労働者への救済措置を実施したことを主張した。また、パナソニックは、Kawaguchi の本件労働者への対応は、パナソニックが策定する「パナソニックグループ人権・労働方針」及び「パナソニックサプライチェーン CSR 推進ガイドライン」に違反していると判断したため、Kawaguchi が本件労働者に対し、適切な救済措置を提供できるよう影響力を行使するとともに、パナソニックとしても、本件労働者が不当に支払った雇用斡旋手数料の返還などの救済を行ったことを主張した。

4 日本 NCP 及び当事者の取組

- (1) 日本 NCP は、本件被提起企業に対して、問題提起書及び関連資料を共有した上で、本件問題提起及び NCP のプロセスについて個別に説明を行った。
- (2) 2025 年 6 月 27 日、本件被提起企業的一方であるソニーから、日本 NCP に対し、同社のデュー・ディリジェンス方針及び本件に関する取組を記載した意見書が提出された。同年 7 月 2 日、本件被提起企業のもう一方であるパナソニックから、同社のデュー・ディリジェンス方針及び本件個別事例に関する取組を説明する意見書が提出された。
- (3) 2025 年 7 月 17 日、本件問題提起者から日本 NCP に対し、ソニーとの和解が成立したため、問題提起を取り下げる旨連絡があった。また、同年 9 月 22 日、本件問題提起者から日本 NCP に対し、パナソニックとの和解が成立したため、問題提起を取り下げる旨の報告があった。

5 日本 NCP による対応の終了

問題提起者から、本件被提起企業との和解を踏まえ日本 NCP に対する問題提起を取り下げる旨の報告を受け、日本 NCP はこの最終声明を発出し、本最終声明の発出をもって本件への対応を了する。日本 NCP は、合意

に至る各当事者の努力、当事者間における建設的な関係構築を目指した合意の達成を評価する。

(了)